

「消費者基本計画」における「工程の明確化」について(平成22年9月3日公表)

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
87	消費者庁のリーダーシップのもと、関係省庁、学識経験者、消費者団体、教育関係者等をメンバーとする「消費者教育推進会議」を新たに開催し、これまでに蓄積された研究・実践の成果を生かして小学生から大学生、そして成人に至るまでの多様な消費者教育を、連携して体系的に進める体制を確立します。推進会議においては、社会教育における指針を各省庁で共有し普及させるなど施策の推進を図るとともに、関係省庁の消費者教育についての知見を共有しつつ、関係省庁が作成する消費者教育用教材や取組等の体系化を推進します。 また、消費者教育に関する法制的整備について検討を行います。	消費者庁 文部科学省 関係省庁等	平成22年度に着手します。	会議発足 消費者教育の実践に係る場 学識経験者 消費者団体 教育関係者 関係省庁等 ・社会教育における行動指針の共有化 ・関係省庁、関係団体等の消費者教育用教材や取組の体系化の推進等 ①消費者教育に関する課題・取組について、会議参加者が議論する。(参画) ②消費者教育に関する取り組みについての議論・情報を、会議参加者が共有する。(共有) ③共有した議論・情報を関係者に伝えて、多様な関係者が協力して消費者教育を推進する。(協力) 連携 報告 ・新学習指導要領の内容を反映した消費者教育用教材の開発 ・多様な主体による消費者教育の推進方策について検討 ・消費者教育の先進的教育手法や効果の測定手法等の検討 ・消費者教育ポータルサイトの拡充 消費者教育に関する各種の事業	「消費者教育推進会議」			
96	それぞれの機関が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を行います。	消費者庁 公正取引委員会 金融庁 法務省 文部科学省 国民生活センター 金融広報中央委員会	継続的に実施します。	関係省庁等の取組等 社会教育施設等、地域における消費者教育の推進 ○消費者教育用教材の作成・配布 ○出前講座の実施 ○地域で開催される講座等への講師派遣 等				

○施策番号93の工程

施策番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
93	新学習指導要領において、消費者教育に関する内容が充実されたことを踏まえ、新学習指導要領の周知徹底、教科書の充実や関係省庁の副教材の作成・配付への協力等を行います。	文部科学省	継続的に実施します。	○新学習指導要領の周知・徹底、教科書の充実や副教材の作成・配付への協力等 ・平成20年3月に小・中学校、平成21年3月に高等学校が改訂された新学習指導要領の全面実施に向け、各種会議等を通じた新学習指導要領の内容の周知・徹底 ・新学習指導要領を踏まえた教科書の充実 ・消費者庁など関係省庁等が消費者に関する副教材を作成する際の、必要に応じた連携・協力や、新学習指導要領を踏まえた助言等				
	また、新学習指導要領の実施に向けて、消費者教育に関する講座の充実など、教員の消費者教育に関する指導力の向上を図ります。	文部科学省	継続的に実施します。	○学校教育における消費者教育の推進 ・各都道府県との連携・協力の下、教員等を対象に、学校として消費者教育に取り組むための企画・調整を行う「消費者教育指導者」の養成をするための講座の実施 ・学校教育における消費者教育の推進方策に関する説明会を開催				
				社会情勢の変化等を踏まえ、事業の改善等を検討				

○施策番号140の工程

施策 番号	具体的施策	担当省庁等	実施時期	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
140	温室効果ガス排出量を2020 年までに1990年比25%削減する目標の達成に向けた新たな国民運動であるチャレンジ25 キャンペーンの中で、オフィスや家庭などにおけるCO2削減に向けた具体的な行動を「6つのチャレンジ」として提案し、その行動の実践を広く国民の皆様呼び掛けていきます。	環境省 関係省庁等	継続的に実施します。	地球温暖化防止のための国民運動「チャレンジ25キャンペーン」の認知度向上及び国民の「チャレンジ25宣言」への参加を促進。 温室効果ガス排出量25%削減への理解、賛同の拡大を図る。	キャンペーンの運用状況を見つつ、仕様を随時改善。			